

文京区告示第 112 号

文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号）第17条に規定する安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）の指定期間を更新したので、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第8条の2第3項の規定により告示する。

1 推進地区の名称

白山二・三丁目地区

2 推進地区の範囲

白山二丁目13番（1～13号、19～21号）、14番、
三丁目1番、2番、3番（1号・3号・4～13号）、4～6番

3 指定期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

4 指定内容

防犯対策を推進する地区

令和8年6月24日

文京区長 成 澤 廣

